

中国共産党の農村政策

— 1940年代を中心に —

田 中 恭 子

1. 問題提起

中国革命は農民革命であるとはよく言われることですが、たしかに、1949年の北京政権の成立はそれ以前の10年間に中国共産党（中共）が農村に根拠地を築き、農民を権力基盤としてその勢力を拡大していった結果であることは疑いえません。そこで、抗日戦争期と内戦期の約10年間にいわゆる解放区において中共が何をやったのか、どのようにして農民動員に成功したのかが問題になるのですが、この問題はまだ実証研究が進行中で、諸説がありますが、定説はありません。ただ、中共がさまざまな改革政策を実施し、その結果解放区農村社会が大きな変様をみたことは中国内外の研究者が一致して認めています。

私はこの問題について実証研究を続けてきた者の一人として、中共の実施した改革の中心をなす富と権力の再分配がどのように行なわれ、どういう結果をもたらしたかを、土地問題と村政権の改造にしばって検討し、御批判を仰ぎたいと思います。また、このシンポジウムのテーマである伝統と近代化という視点に立って、中共の農村改革が伝統的農村社会にもたらした変化ははたして近代化と呼びうるものなのか否かも合わせて考えてみたいと思います。

当時の解放区は華北に限らず、華中・華南・東北にも広がっていたのですが、ここでは研究対象地域を華北に限ります。1940年代に一貫して中共の支配下にあり、軍事的にも比較的安定していた大きな根拠地が華北に集中していて、中共の改革政策が他の地域にくらべてよく実施されていますので、この期間の政策の変化や実施過程やその結果などを検討するのに便利だからです。

資料について一言つけ加えますと、この種の研究は中共資料に頼るしかないのですが、中共出版物には公開と秘密の二種があり、相対的に入手の容易な公開出版物は事実を伝えるというよりも宣伝教育に重きをおいて、資料価値が相対的に低く、資料価値の高い秘密出版物は入手が難しいという状況があります。これは両者をつき合わせ、また数少ない非中共資料ともつき合わせ、公開資料の行間を読むことによって解決していくしかありません。

2. 背景—戦前華北農村の一般状況

抗日戦中に中共が解放区を創設した華北農村は戦前に社会改革を志向する政府をもったことのない地域で、大ざっぱに言って民国以前の伝統社会が大きな変化なしに持続していたと言ってよいでしょう。中共系の書物ではこうした「旧社会」の農村を政治的にも社会的・経済的にも地主階級の支配下にあったと断定していますが、実際にはそういう村や地区はむしろ例外です。一般的には地主支配の貫徹を可能にするほどの土地集中はなかったことを当時行なわれた数多くの農村調査が示しています。地主・富農合わせて農村人口の約10%を占め、その所有地は全耕地の約40%にすぎません。地主一世帯あたりの平均所有面積は約40^ム畝（2.7ヘクタール）、中農の2倍弱程度です。100^ム畝（6.7ヘクタール）以上所有する地主は全地主戸数の1%以下です。

戦前、中国、欧米、日本の公私の機関や研究者の行なった華北農村調査

はすべて華北に支配的な農業経営形態は小作経営でなく、零細自作経営だという点で一致しています。純小作農は農村戸数の約1割にすぎず、自作を合わせても3割です。しかも小作農が自作農より貧しいとは限りません。というのは、農業人口に対する深刻な耕地不足という一般状況があったため、地主は小作料支払い能力の相対的に高い者を小作農に選べる場合が多かったからです。

小作料が高く（平均約5割）、農村人口の約7割を占める貧農・雇農が深刻な貧困状態にあり、彼らにくらべて地主・富農・中農が相対的に富裕であったことは事実です。しかし、貧困の基本原因は土地集中や高い小作料ではなく、低い生産性にあり、先に述べた程度の土地集中では地主だけがとびぬけて富裕というわけにはいかず、農村を支配する力をもちえなかったことは確実です。

当時の農村調査は地主が村の役職を独占していたのではないことを報告しています。伝統的な村内自治が維持され、村役人の選任も村内限りで行なわれましたが、その資格は土地所有ではなく、村役人の務めを果すのに必要な知識、経験、人望、それに時間的、経済的余裕でした。文盲や村外の世界について全く知識のない者には村行政の責任は果せませんし、人望がなければ村の安寧維持は難しいでしょう。村の役職は無給ですし、時に村人の税を立て替えたり、村外からの役人の来訪の際の費用を負担したりする必要が起きることもあるので、ある程度の資産と時間的余裕がないと務まりません。通常、地主・富農・中農の中から村役人が出たようですが、行政村は人口500～2500人という規模ですから、中共がいう程支配、被支配の関係は明確でなかったと思われます。ただ飢餓線上にあった村民たちが村政に参与するゆとりをもたなかったことは確かでしょう。

3. 減組と清算（1937—1945年）

1937年、中共は国民党との間に抗日統一戦線を形成し、根拠地内でも地主を含めた諸階級の統一戦線を形成することとなり、階級闘争停止をうたって従来の土地革命政策を放棄しました。代って小作料引き下げ（減組）政策が採用され、土地の再分配は行なわず、小作料を現行より25%引き下げる、または37.5%以下に引き下げる比較的穏健な改革を行うことになりました。この政策は公式には1946年まで維持され、この間中共は土地改革を行なわなかったことになっています。

しかし、中共の公開資料もこの期間にかなり大幅な土地所有の移動が起っていることを認めていますし、秘密資料では公開資料の認める以上に大幅な富の再分配が起ったことを明らかにしています。問題はこれがどのようにして起ったかですが、この点では公開資料と秘密資料は全くちがった見解を示しています。公式見解では減租などの穏健な改革の結果生産が上り、余裕のできた農民が徐々に地主や富農から土地を買い取ったというのですが、秘密資料ではこのような話は全く見られず、激烈な大衆闘争によって農民が地主・富農などから土地その他の資産を奪取する事例が無数に見られます。しかも、これらの事例は肯定的に描かれ、中共が闘争を指示し、指導し、富の再分配を奨励していることが明確に出ています。

どちらが真実に近いかといえば後者だと断言できます。第一に、一般的に公開資料より秘密資料の方が信用できますし、第二に、秘密資料に書かれていることを知ったうえで、当時の公開出版物に出てくる事例を注意して読めば、激烈な大衆闘争によって大規模な富の再分配が行われたことがわかります。第三に、長く秘密にされていた資料が最近公開出版物としてボツボツ現れており、それによって中共が間接的に秘密資料に現れていることの方が真実だと認めているからです。

減租闘争を採用した当初から中共指導部には農村革命を中止する意図は

なく、ただその名目を変え、方法を若干変えればよいと考えていたようです。農村革命の第一義的な目的は農民動員で、農村人口の9割を占める貧農・雇農・中農を革命化し、組織化して、中共の強固な支持基盤としてかためることでした。大衆闘争による富と権力の再分配はそのために必要だったのです。物質的利益をともしない闘争には貧しい農民はついていきませんし、権力が地主・富農・中農に握られていては富の再分配は不可能です。さらに中共が村を掌握するためには村政権を中共の信頼できる者に託す必要があります。

しかし、伝統的な農村社会に生きてきた貧しく、無教育な農民には変革の契機や展望がないのが普通です。貧しければ貧しい程日常生活の安全確保に腐心しなければならず、狭い村落社会の人の和を乱すことは禁物です。極端な貧困そのものは変革の契機にはならず、教育の欠如は変革への展望をもつことを妨げます。農民に変革の契機を与え、展望をもたせ、革命に駆りたてたのは中共独自の革命方式、工作隊の派遣と大衆闘争でした。

工作隊は党や政府の上層機関から村へ派遣され、新政策の実施にあたるものですが、減租政策についてもこの方法がとられました。上層機関の幹部（専任職員）や学生で構成される工作隊は通常10人前後で一隊を成し、1～2週間の訓練を受けた後各村に赴きました。彼らは貧農・雇農を訪ねて村内の状況を聞き、各戸の財政状態や村人の間の人間関係などを把握するとともに貧農・雇農の中で地主・富農に恨みを抱き、復讐したいと思っている者を数人捜し出します。ほとんどの場合20～35才の青年です。彼らに地主・富農の不当な搾取と抑圧を説明し、彼らの恨みが正当なものであると激励し、中共の政策を教え、闘争の先頭に立つよう説得します。工作隊は上級権力の代表ですから権威があります。

こうして大衆集会を組織し、地主を2～3人呼び出して、減租を要求するのですが、工作隊は表に立たず、村民自身が要求をつきつけ、地主が承知するまで攻撃を続けます。集会が何日も続くこともありますし、貧農た

ちが大挙して地主の家に押しかけて、何日も坐りこみ、その間の食事を強要するのもよくある例です。地主がなかなか承知しないと、殴る蹴るの乱暴を働くことも珍しくありません。地主は減租そのものには強く抵抗しなかったようですが、問題は小作料の払い戻し（退租）で、これは減租を過去何年、何十年に遡って適用するもので、地主の全財産を取り上げることがしばしばあり、これには抵抗が強かったようです。

闘争が一定の成功をおさめると、工作隊は闘争で指導的役割を果たした貧農・雇農（積極分子）数人を指導して農会を組織させます。闘争に参加した者を中心に会員を募るのですが、地主・富農には入会資格がなく、中農も歓迎されません。積極分子の一人が農会主席となり、農会主導で村政府主席（村長）を改選し、これにも積極分子の一人が当り、村政権を掌握します。これと並行して数人の若い農会員で民兵隊を組織し、村内のすべての武器をその手に収めます。農会主席・村政府主席・民兵隊長の3人が新たな村役人として中共統治機構の底辺を形成し、村幹部と呼ばれます。やがて彼らが党員となって村の党支部を作るのが普通です。

この過程（10～20日位）を終えると工作隊は引きあげ、他の村へ向います。次回からの闘争には工作隊が来るとは限らず、村幹部だけで上級機関からの指示に従って行なうことが多くなります。闘争の度ごとにすべての村へ工作隊を派遣する人員の余裕がなかったためです。

減租の実施は大体1942年で完了しますが、これを実施していく過程で、中共は減租は少数の農民にしかアピールせず、多数の農民を闘争に動員するには別のスローガンが必要であることに気づきます。そこで登場するのが「清算」です。これは文字通り借りを返すこと、恨みを晴らすことを意味し、農民の地主・富農に対する過去の恨みを晴らす場として大衆集会を設定し、地主・富農にその恨みを買った行為に対する賠償を払わせるもので、そうした行為は「搾取」とか「抑圧」とか呼ばれました。

清算闘争は農民動員に絶大な力を発揮し、1942年以後広く行なわれてい

ます。小作人にしか利益を与えない減租とちがい、清算はどんな恨みでも闘争大会で表明し、参加者が納得すれば賠償の対象になるからです。賠償額の算定は極めて恣意的で、ささいなことに莫大な賠償をとる例が多く、清算によって村内の全地主・富農を無一文にしてしまった事例の報告もあります。清算は具体的な怨恨のケースについて行うものですからエスカレートしやすく、物質的利益に刺激されてこの傾向は助長されますし、個人的な怨恨は階級を問いませんから賠償が取れそうな相手を片っぱしから闘争にけることになりがちです。そうなれば革命の意味が失われるばかりでなく、狭い村落社会の中で怨恨を拡大再生産することになり、人間関係は荒廃します。

しかし、こうした問題はまだ一般化せず、むしろその農民動員への有効性が注目されて、減租とともに清算闘争が毎年くり返されています。一回の闘争では地主・富農の権力は打倒できないと考えられ、ほとんど無限の闘争のくり返しが行なわれたのですが、これも闘争から革命の意味を奪い、人間関係を荒廃させ、労働意欲を低下させます。このように問題はすでに現れていたのですが、中共は例外的な現象として重視していません。

減租と清算を柱とする農村改革によって、中共は解放区内の農民動員と富と権力の再分配に成功しました。抗日戦争終結までに解放区のほぼ全域で小作地はほとんどなくなり、多くの貧農・雇農が中農化し、地主・富農の資産は激減し、その権力、威信は地に落ち、そして中共は党、農会、政府の3本の線で村を掌握したのです。

4. 土地改革（1946—49年）

日本軍の降服によって広大な日本占領区が中共軍に奪取され、解放区は急に拡大しました。1945年秋からの約半年間、中共はこれら新区の農民動員に精力を集中し、「清算復仇」闘争が広く展開されています。この過程で秘密裡に土地分配の指示を出し、1946年5月に土地改革は党の公式政策

となります。これから約1年間、新政策が急速に実施されていきますが、この段階ではまだ政策変更は秘密に付されています。

新政策実施のための工作隊は新区に集中され、古い解放区（老区）には指示を出して村幹部に任せています。新区の農民動員を促進し、組織を固めるために必要な措置でしたが、実は老区も難しい段階にきていたのです。新政策は土地改革の目的を小作制度の廃止と全農民の独立自営農化とうたい、この二つを同義語のように使っていますが、現実にはこの二つは別のことで、老区では小作はすでになくなっていてもまだ多数の農民が独立自営農になれないでいました。このような地区では新政策は全農民の独立自営農化を命じるものと解釈され、実施過程で急速に均分へ傾斜していきます。同じ時期に中共指導部も均分政策へ急傾斜します。内戦の軍事情勢が不利に展開していた時期で、長期戦を予想して、農民動員をさらに促進するために、すべての農民にアピールする均分へ向ったのです。1947年秋、土地およびその他の財産の頭割り均分による土地改革政策が公式に採用され、公表されました。この時初めてすでに過去一年以上にわたって土地改革政策をとってきたことも認めています。新政策はいわば減租以来の富と権力の再分配の総決算、総やりなおしとして現れたもので、当然大衆闘争方式によって実施され、村幹部の総点検＝大衆審査も同時に行なわれることになっていました。

均分政策そのものが非現実的ですが、とくにこの時期にこれを実施するのは中共にとって自殺行為に等しいものでした。第一に、均分は誰も満足させません。当時の華北の耕地面積と土地生産性と農業人口の下では均分はすべての農民を貧農にするだけですから、均分によって土地を失った者の恨みを買うばかりか、土地を得た者の期待はずれの不満を買うことになり、中共にとって政治的に危険な政策です。第二に、すべての農民の貧農化は経済を破壊します。誰も完整された生産手段をもたず、生産投資にまわす余剰ももたない状態で経済は成り立ちません。

第三に、この時点での均分政策の採用は確実に経済を破綻させます。これまで毎年くり返されてきた闘争も次第に富の均等化の方向に向っていたのですが、中共が公式に均分の方針を打ち出したことはありませんでした。それでも闘争を恐れて増産を躊躇う傾向がすでに現れていました。ここで均分を公式政策として宣言すれば農民の生産意欲は崩壊します。均分政策は将来も不平等化が起れば再均分がありうることを暗示するものですから、勤労によって増産した財を奪われるよりもほどほどに働いて次のチャンスに他人の財を奪う方が経済合理的行動ですし、政治的にも安全な行動です。第四に、この時点での富と権力の再分配の総やりなおしは今までの闘争を無意味にし、これを積極的に指導してきた村幹部や彼らについてきた農民大衆は懐疑的にならざるをえないでしょう。苦しい戦況の下で中共はその権力基盤を失いかねないのです。

1947年末に均分政策の実施が始まるとまもなく、この政策が重大な誤りであることが誰の目にも明らかになりました。実施の前からすでに農民は農地に肥料を入れるのをやめ、家屋や道具の修理を手控え、自家消費にすぐ必要な物しか作らず、役畜を殺して食べ、木を切って燃料にし、蓄えた穀物を消費してしまうなど、来たるべき均分によるロスを最小限に食いとめる準備を始めていました。実施が開始された村では無政府状態が現出しました。すでに地主も富農もいなくなっていた村がほとんどで、貧農が中農を、貧農の中のより貧しい者が相対的に富裕な者を闘争にけることになりました。闘争はすでに革命の意味を失っていたのです。

翌年の春、中共は均分政策を放棄します。戦況はすでに好転し、中共軍は守勢から攻勢に転じていました。老区では土地改革の終了が宣言され、急速に拡大中の新区では土地改革は中止され、1950年まで延期されます。すでに新区の農民動員を急ぐ必要はなくなっていました。内戦勝利は目前にあったのです。

5. 結 論

中共は抗日戦期・内戦期を通じて、解放区農村における富と権力の再分配を志向する政策を実施し、これに成功しました。実施方法として常に大衆闘争方式がとられ、その過程で次第に多くの農民が伝統的な村落社会の秩序から離れ、中共の統治機構に組みこまれていったのです。中共農村政策の成功は農民動員・権力の再分配・村政権の直接掌握といった政治面に著しく、経済面では富の再分配には成功したものの、生産の発展に寄与したとは思えません。くり返される闘争は農村を不安定な状況におき、農民の勤労意欲を減退させたことは確実です。元来マルクス主義は富の拡大よりも分配に注目するイデオロギーであり、中国のマルクス主義者たちも拡大よりも分配に興味をもっていたようです。

しかし、この時期の農村政策が華北農村の近代化に貢献しなかったわけではありません。社会的平等および流動性、政治への大衆参加、行政機構の統一等の近代化指標においては促進的役割を果たしています。その後の政策その他の条件如何によっては経済発展にも寄与しうるものです。その反面、革命的闘争を重視し、持続する政策は個人的怨恨と復讐を拡大再生産し、近代的法支配の樹立を阻んで、農村社会の近代化を妨げたことも明らかです。